

19生推第1の3号  
平成19年5月17日

各都道府県・指定都市・中核市  
教育委員会生涯学習・社会教育主管課長 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
高橋道和

平成19年度「放課後子どもプラン推進事業」に係る地方財政措置について

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助については、平成19年3月30日付文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号、文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知により、本年4月1日より新たに実施することとしたところです。

本事業の地方負担分に対する地方財政措置については、先般、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第24号）が平成19年3月31日に公布、4月1日に施行され、平成19年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額が改定されました。その単位費用の積算基礎については、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」に係る経費を一括した「放課後子どもプラン推進事業」として、別紙のとおり積算されておりますのでお知らせいたします。

については、この措置を活用し、今後、放課後子どもプランが一層計画的に推進されるよう努めていただくとともに、域内の市町村教育委員会に対してご周知いただきますようお願いいたします。

<担 当>

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
放課後子どもプラン連携推進室

電話(直通)03-6734-3260

FAX 03-6734-3281

別 紙

平成19年度地方交付税単位費用積算基礎（放課後子どもプラン推進事業関係）

【道府県分】

| 種 別                       | 測定単位        | 積 算 内 容  | 経 費       |
|---------------------------|-------------|--|-----------|
| 社会福祉費<br>児童福祉費<br>児童福祉共通費 | 人口<br>170万人 | 負担金、補助及び交付金<br>放課後子どもプラン推進事業費補助(1/2)<br>(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) | 537,019千円 |

【市町村分】

| 種 別                       | 測定単位       | 積 算 内 容  | 経 費      |
|---------------------------|------------|--|----------|
| 社会福祉費<br>児童福祉費<br>児童福祉施設費 | 人口<br>10万人 | 報償費<br>放課後子どもプラン推進事業(1/3)<br>(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)  | 5,359千円  |
|                           |            | 需要費等<br>放課後子どもプラン推進事業(1/3)<br>(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) | 48,496千円 |